

昭和 42 年 12 月

昭和 43 年度の税制改正に  
関する答申  
税制簡素化についての第二  
次答申

税 制 調 査 会



## 本 書 の 内 容

- まえがき
- 昭和43年度の税制改正に関する答申
- 税制簡素化についての第二次答申



## まえがき

1 税制調査会は昭和40年8月12日、内閣総理大臣から「経済の安定的成長に即応する税制のあり方とその具体化の方策」について諮問を受け審議を続けてきた。その後、昨年度までに昭和40年12月、昭和41年12月及び昭和42年2月の3回にわたり、それぞれ次のような答申を行なつた。

昭和40年12月 昭和41年度の税制改正に関する答申

昭和41年12月 長期税制のあり方についての中間答申

税制簡素化についての第一次答申

昭和42年度税制改正大綱についての答申

昭和42年2月 昭和42年度の税制改正に関する答申

2 昭和42年度に入つてから、税制調査会は、6月以降長期税制のあり方について、昨年に引き続き一般税制、企業税制、地方税制の3部会を開いて検討するとともに、税制簡素化の問題についても、昨年の第一次答申に引き続き、税制簡素化特別部会及び税制簡素化専門小委員会において検討を行ない、その意見をとりまとめて、11月17日第19回総会に提出し、総会はこれを了承した。また、その解決が緊要な課題とされている土地問題に関連して、土地政策の推進に資する見地から土地税制のあり方につき、土地税制特別部会を設けて検討を行ない、第19回総会に対し、その審議状況の報告を行なつた。

昭和43年度の税制改正の問題については、11月17日臨時小委員会を設け、臨時小委員会及び総会において検討を加えた結果、12月27日の第20回総会で意見のとりまとめを行なつた。

3 上記の税制簡素化に関する意見及び昭和43年度の税制改正に関する意見については、「税制簡素化についての第二次答申」及び「昭和43年度の税制改正に関する答申」として、12月27日に内閣総理大臣に提出した。

本書はこの二つの答申を合冊して印刷したものである。



昭和 43 年度の税制改正に関する答申  
税制簡素化についての第二次答申

昭和 42 年 12 月 27 日

内閣総理大臣 佐 藤 栄 作 殿

税制調査会会长 東 畑 精 一

昭和 43 年度税制改正および税制簡素化について、別紙  
のとおり当調査会の意見をとりまとめました。  
当調査会は政府がこの報告に基づいて税制改正を実現す  
ることを希望します。



昭和 42 年 12 月

昭和 43 年度の税制改正に関する答申

税 制 調 査 会



## 税制調査会委員名簿

本答申の審議に参加した委員は次のとおりである。

○秋山 ちえ子	井 深 大
稻川 宮 雄	○稻葉 秀 三
岩佐 凱 実	○圓城寺 次 郎
小倉 武 一	大木 正 吾
○荻田 保	金子 佐 一 郎
○木村 元 一	○木下 和 夫
○小林 与 三 次	児玉 忠 康
○河野 一 之	高橋 進 太 郎
○館 龍 一 郎	○東畑 精 一
徳永 久 次	長谷川 周 重
林慶之助	○福良 俊 之
藤野 忠 次 郎	堀越 穎 三
○松隈 秀 雄	○松宮 隆也
湊 守 篤	森 昌 也
八幡 八 郎	和田 春 生

なお、野中広務は途中辞任し、八幡八郎がこれに代わり委員に委嘱された。

(○印を付した委員は、臨時小委員会に所属した委員である。)



## 第1 昭和43年度税制改正における考え方

1 当調査会は、昭和40年8月内閣総理大臣より「経済の安定的成長に即応する税制のあり方とその具体化の方策」について諮詢を受け審議を続けてきたが、この間において、公債発行を契機とする財政政策の転換等新しい事態の進展に対応して、財政政策の一環をなす租税政策のあり方についても、長期的な視野に立つて新たな税制の構図を描く必要があると考え、昭和41年12月26日、それまでの検討の結果をとりまとめて、「長期税制のあり方についての中間答申」を内閣総理大臣に提出したところである。

もとより長期税制のあり方については、今後さらに慎重な検討を重ねたうえ結論をまとめるべきものであるが、さしあたり昭和43年度の税制改正については、最近における財政経済の情勢の推移をも考慮した結果、基本的には中間答申における考え方をもつてその指針としてもさしつかえないものと認めた。

2 このような基本的な態度のもとに昭和43年度の税制改正の構図を描くとすれば、まず所得税の問題がとり上げられなければならない。

わが国の所得税については、昭和32年に税率構造の改善を含む大幅な改正が行われた後も、昭和33年及び35年を除いて毎年課税最低限の引上げが行なわれてきたが、現状においてこれをみると、まだ非常に強い累進構造をもつている。特に所得税の累進税率は、昭和32年の改正以後昭和41年に中小所得層について緩和が図られたが、税率適用階層の幅はなかなか狭いため、所得の上昇に伴う税負担の増加がいちじるしい。すなわち、所得の上昇率に対する所得税負担の増加率で示されるいわゆる所得弹性値は、最近10年間の平均をとつてみても2.2という高い数値を示している。現に、最近においてほとんど毎年度多額の自然増収をあげることができたのも、その大半はこうした所得税制の構造によるものであつた。

所得が増加する場合には、所得税負担はその累進構造によつて漸次増加すべきものではあるが、現行税制のもとでは、最近のように急激な所得水準の上昇が継続する場合には、その累進効果があまりにも強く働くことになるので、このような結果をそのまま看過することは許されない。

このような事態に対処するためには、ある程度将来にわたる所得水準の上昇を予測したうえで、これに見合つて累進構造を組み立て直すことが適切な方法と思われるが、一挙に多額の財源をこれに投ずることは容易ではない。したがつて、これまでも措置してきたように財政事情を勘案しつつ、毎年度できるだけの所得税減税を行なつて、その構造的要因からくる負担の累増を緩和する以外にみちはない。当調査会としては、昭和43年度においても、このような考えから優先的に所得税の減税をとり上

げることが適當と判断した。

3 所得税制における構造的要因を調整する必要があると考えるのと同じ理由から、当調査会は、間接税についても所得水準、物価水準との関連から隨時その負担に調整を加える必要があると考える。

まず酒税についてみれば、その税率が所得、物価水準の変動と無関係に定額に据え置かれているため、税負担が相対的な低下をきたし、他の諸税の税負担との間に均衡を失しているものと認められる。また、たばこについてみると、酒税と同様の事情があるうえに、原価の上昇にもかかわらず小売定価が昭和26年以来据え置かれているため、消費税に相当する負担が低下するという二重の問題がある。このように酒及びたばこの税負担が逐年低下する結果になつてることについては、当調査会が中間答申において、従量税率や価格を定期的に実情に見合つたものに改定するよう検討すべきことを答申したところであり、特にたばこに関しては、すでに昭和41年度答申以来重ねて問題の所在を指摘して、その增收の方途について検討すべきことを明らかにしてきた次第である。

4 わが国経済は、本年度に入つて設備投資を中心に過熱の様相を深め、国際収支も急速に悪化の傾向をたどるに至つたため、本年秋以降財政、金融両面から景気調整策がとられことになつたが、先般の英ポンド切下げを契機に国際環境も一段と厳しさを加えており、今後の経済運営には特に慎重な配慮が要請されている。

さらに、昭和43年度予算の編成に当たつては、財政硬直化といわれる現象が表面化し、財政運営についても基本的な再検討が必要とされるに至つてゐる。そのため、まず財政の硬直化の諸原因を歳出需要に関する諸制度から根本的に再検討するとともに、できる限り歳出面の削減合理化が断行されねばならない。

他面、昭和41年度において戦後はじめて多額の国債発行に踏み切り、本年度も引き続きほとんど同程度の発行が行なわれているが、財政が国債に依存するには適正な度合いが必要であり、また、それが経済の変動に財政が弾力的に対応できる条件であることを考えれば、来年度の予算編成に当たつては、国債発行額を大幅に縮減することが緊急な課題であると思われる。

当調査会は、財政硬直化を打開し、極力歳出の削減合理化を行なうことが基本的に必要であると考えるが、硬直化の是正にはなお時日を要するとともに、来年度において一挙に歳出の削減を行なうことにも困難があり、また、国債発行額の縮減が財政の健全性を保つために優先的にとられねばならない措置であることをあわせ考えれば、前述したとおり構造的要因について所得税を減税した後の自然增收をもつてなお所要財源に不足を生ずる限り、この際としては、他の租税について增收を図つてこれに対

処することもやむをえないものと考える。

租税の増収を図る場合に、どの税目によることが適當であるかということについて、当調査会は、前述したことから明らかないとおり、まず酒税及びたばこについて負担の調整を行なうべきであると判断する。その場合酒税については、全体として従量税から従価税に切り換えるべきであるとする意見もあるが、この点についてはなお検討すべき問題があるので、おおむね現行体系にそつてその負担の調整を行なうこと、また、たばこ専売制度については、消費税制度に切り換えることも適當であると思われるが、この点についてはなお時日をかけて慎重に検討しなければならないので、定価改定を行なうことがこの際適當な措置と思われる。もちろん、この場合、いずれについても消費の実情等を十分参考にして、酒税の税率の引上げの対象とすべき種類及び級別、たばこの定価改定の対象とすべき銘柄について、慎重な配慮を加える必要がある。

##### 5 次に検討を要する問題は、租税特別措置のあり方である。

昭和43年度の税制改正に当たつても、例年のごとく新規特別措置の要望が多数の項目にわたつて提出されている。いうまでもなく租税特別措置のあり方については従来から議論のあるところであり、また、前述のような財政事情を考慮に入れるならば、昭和43年度の税制改正において、これらをとり入れる余地はほとんどない。しかしました、長期的な視野に立つてわが国経済の現状を考えれば、輸出の振興、技術開発の促進、中小企業の構造改善等の要請は、いずれも何らかの配慮を要する緊急な課題であることを否定できない。

当調査会は、中間答申において、租税特別措置の問題は経済政策の目的と税制の基本的な目的とをいかに調和させるかということにはかならず、このような観点から租税特別措置については、不断の検討を加えることにより制度の流動的改廃を行なう必要があることを指摘した。

したがつて、昭和43年度の税制改正に当たつては、必要最少限度の政策的要請については所要の措置を講ずる一方、租税特別措置の流動的改廃の目標にそつて引き続き既存の特別措置の整理圧縮に努めるべきである。

##### 6 土地税制については、当調査会は本年7月に土地税制特別部会を設け、広く土地政策の推進に資する見地から土地税制のあり方を検討してきたが、土地問題の解決を図るうえにおいては、税制は補助的補完的役割を果たすにとどまり、その前提として土地政策の確立が先決であると考える。現在想定される諸案のうちには直ちに実施に移すことが可能なものもあるが、それのみをとり上げて法制化を行なつても土地政策としては所期の効果を収めることは期待できないと思われ、また、土地税制全体として

の均衡を失するおそれもある。したがつて、この問題については、早急に結論を出すことは適当でなく、なお慎重に検討を進めるべきものと判断した。

7 地方税については、地方財源の確保に適切な考慮を払いつつ住民税の課税最低限の引上げ等地方税負担の軽減合理化を行なうとともに、地方道整備の緊急性にかんがみ、地方道路財源の充実、特に市町村に道路目的財源を付与するため、新たに自動車取得税を創設することとすべきである。

8 当調査会は、以上のような基本的考え方のもとに審議を行なつた結果、昭和43年度の税制改正については、次のような措置を講ずることが適當と考える。

## 第2 国 稅

### 1 所 得 税 減 税

#### (1) 課税最低限の引上げ

所得税負担の現状にかえりみ、夫婦及び子3人の給与所得者の課税最低限を10万円程度引き上げることを目途として、所得控除を次のとおり引き上げる。

項 目	現 行	改 正 案
基 礎 控 除	15万円	16万円
配 偶 者 控 除	15万円	16万円
扶 養 控 除	7万円	8万円
給 与 所 得 控 除		
定 額 控 除	8万円	10万円
20 % 適 用	60万円まで	80万円まで
10 % 適 用	80万円まで	100万円まで
最 高 限 度 額	22万円	28万円

なお、上記の基礎控除等の引上げと関連して、最低税率を9.5%(現行9%)に引き上げる。

#### (2) そ の 他

- (イ) 障害者控除、寡婦控除等の所得控除をそれぞれ8万円(現行7万円)に引き上げる。
- (ロ) 配偶者のいない世帯の1人目の扶養親族にかかる扶養控除を10万円とする(現行控除対象配偶者のいない世帯の1人目の扶養控除8万円)。
- (ハ) 寄付金控除について、控除足切限度額を10万円(現行20万円)に引き下げる。
- (ニ) 適格退職年金の従業員掛金及び地方公共団体が実施する心身障害者保険扶養制度の掛金を生命保険料控除の対象とする。

(注) 上記(1)並びに(2)の(イ)及び(ロ)の改正は、昭和43年4月1日から、上記(2)の(ハ)及

び(=)の改正は、同年1月1日から、それぞれ実施するものとする。

## 2 租税特別措置の拡充

当面の経済情勢、国際収支の状況、資本自由化のすう勢等にかんがみ、次のとおり輸出振興を中心とする新たな政策的特別措置を講ずるとともに、適用期限の到来する特別措置について所要の措置を講ずる。

### (1) 輸出の振興

輸出伸長に特に貢献したと認められる企業に対して輸出割増償却の特別割増し及び海外市場開拓準備金の高率積立てを認めるほか、技術等海外取引にかかる所得控除制度の対象範囲を拡大する等現行の軽減措置を強化する。

### (2) 技術開発の促進

現行の試験研究費の特別税額控除制度につき、増加試験研究費の増加割合の大きい部分について高率の控除を認め、その拡充合理化を図るほか、電子計算機の下取損失準備金制度(仮称)の創設等税制上の措置を整備拡充する。

### (3) 中小企業の構造改善

中小企業近代化促進法に基づき構造改善計画を作成実施する中小企業について、新たに2分の1割増償却制度を設けるほか、特定組合の中小企業構造改善準備金、中小企業の貸倒引当金の特例等の制度の適用期限を2年間延長する。

### (4) その他

(イ) 一定要件に合致する石油備蓄設備の割増償却制度を創設し、過密化対策として電気事業の地中化送配電線の特別償却を認める等当面の要請に応じて所要の措置を講ずる。

(ロ) 土地税制のあり方については引き続き根本的な検討を加えることとし、これに関連して、さしあたり、事業用資産の買換えの特例措置の適用期限を1年間延長する。

(ハ) 資本構成改善特別税額控除制度等適用期限の到来するその他の特別措置については、合併をした場合及び特定設備を廃棄した場合の特別税額控除制度についてその特典の範囲の縮減を図るほかは、原則として現行制度のまま適用期限を2年間延長する。

## 3 既存の租税特別措置の整備合理化

既存の特別措置については、次のとおりその整備合理化を図る。

### (1) 價格変動準備金

現行の積立率について若干の引下げを行なう。ただし、既往の積立額を下回ることとなるよう所要の経過措置を講ずる。

## (2) 米穀所得課税の特例

最近における米穀管理の実情等にかえりみ、昭和43年以降に生産される米穀にかかる所得については、特例措置は講じないこととする。

## (3) 社会保険診療報酬課税の特例

社会保険診療報酬課税の特例については、早急に実態を調査したうえ、この制度の存否について検討することとする。

# 4 間接税等の負担の適正合理化

## (1) 酒税の税率の調整

酒税については、所得及び物価水準の推移、酒類の種類別、級別間の格差等を考慮しつつ、清酒特級、1級及びビールに対する税率をおおむね10%ないし15%程度引き上げるとともに、ウイスキー類についても、これとの均衡を図りつつ税率に所要の調整を加える。

## (2) たばこの定価改定

たばこについては、小売定価の改定を行なう。この場合において、銘柄別価格の各段階に応じ、製造たばこ10本当たり5円ないし15円程度の幅で値上げを行なうが、特に一部の下級銘柄については据え置くことを考慮する。

なお、たばこ専売制度については、消費税制度に切り換える等制度の改正について引き続き検討する。

## (3) 物品税の暫定措置の整理

現行の暫定的減免措置の適用を受けている10品目のうち、小型カラーテレビ、カラーフィルム、小型レコード、ステレオ装置、カーパーラー等については本則税率を適用することとするが、パッケージ型クーラー、トランジスターテレビ、電子楽器等については、その措置の目的からみて直ちに本則税率を適用することが適当でないと認められるので、所要の調整措置を講ずることとする。

# 5 そ の 他

(1) 適格退職年金積立金に対する特別法人税の税率を1%（現行1.2%）に引き下げる。

(2) その他所要の税制の整備を図る。

# 第3 地 方 税

## 1 住民税(所得割)

(1) 基礎控除等の引上げ

住民税の課税最低限を夫婦及び子3人の給与所得者について10万円程度引き上げることを目途として、昭和42年度所得税改正に伴う給与所得控除の引上げによ

る負担の軽減のほか、基礎控除、配偶者控除及び扶養控除をそれぞれ1万円引き上げる。

(2) 専従者控除の引上げ

専従者控除の控除限度額を、青色申告者については17万円(現行12万円)に、白色申告者については11万円(現行8万円)に引き上げる。

(3) そ の 他

障害者控除、寡婦控除等の所得控除をそれぞれ1万円引き上げる。

2 事 業 税

専従者控除の控除限度額を、青色申告者については17万円(現行12万円)に、白色申告者については11万円(現行8万円)に引き上げる。

3 地方道路財源

自動車の取得者に対し、取得価格を課税標準とし、100分の3の税率によつて課する自動車取得税を都道府県税として創設し、その収入の一定割合を市町村の道路目的財源として交付する。

4 たばこ消費税

たばこ消費税の課税標準については、現在、その算定の基礎となるたばこの1本当たりの額は前年度の実績により、たばこの販売本数は現年度の実績によることとなつてゐるが、明年度においては、たばこの定価改定に伴い、その消費される本数が減少すると見込まれるので、定価改定がない場合に予定される税収が確保されるよう所要の調整を加える必要がある。

第4 税制の簡素化

税制の簡素化については、「税制簡素化についての第二次答申」の趣旨にそつて、申告要件、申告手続等の簡略化、課税所得計算に関する簡素化合理化を図る等、国税、地方税を通じ、実施可能なものから逐次所要の改善措置を講ずることとする。

## 第5 税制改正による増減収額試算

(単位 億円)

改 正 事 項	国 税		地 方 税		国税、地方税計	
	平 年 度	初 年 度	平 年 度	初 年 度	平 年 度	初 年 度
(国 税)						
1 所 得 税 減 税 課税最低限の引上げ等	1,250	1,050	240	—	1,490	1,050
2 租税特別措置の拡充等						
(1) 輸 出 の 振 興	100	25	42	11	142	36
(2) 技 術 開 発 の 促 進	35	9	7	2	42	11
(3) 中 小 企 業 の 構 造 改 善	15	4	7	2	22	6
(4) そ の 他	12	3	6	1	18	4
計	162	41	62	16	224	57
3 既存の租税特別措置の整備 合理化 価格変動準備金の積立率の 引下げ等	+ 162	+ 41	+ 76	+ 19	+ 238	+ 60
4 間接税等の負担の適正合理化						
(1) 酒税の税率の調整	+ 500	+ 450	—	—	+ 500	+ 450
(2) たばこの定価改定	+ 650	+ 550	—	—	+ 650	+ 550
(3) 物品税の暫定措置の整理	+ 70	+ 50	—	—	+ 70	+ 50
計	+ 1,220	+ 1,050	—	—	+ 1,220	+ 1,050
国税の改正による増減収額合計	30	0	226	+ 3	256	+ 3
(地 方 税)						
1 個人住民税減税 課税最低限の引上げ、事業 専従者控除の引上げ等	—	—	396	376	396	376
2 個人事業税減税 事業専従者控除の引上げ	—	—	30	28	30	28
3 自動車取得税の創設	—	—	+ 426	+ 355	+ 426	+ 355
地方税の改正による増減収額 合計	—	—	0	49	0	49
総 計	30	0	226	46	256	46
上記のほか、昭和42年度改正の うち、昭和43年度から適用する もの 住民税の給与所得控除の引上げ	—	—	(310)	310	(310)	310
再 計	30	0	226	356	256	356

(備考)

- 1 上記の計数は現在精査中で、今後若干の異動を生ずることがある。
- 2 ( )内の数値は、昭和42年度における所得税の給与所得控除の引上げによる減収額の平年度分  
であり、この数値は再計欄に含まれていない。

## 參 考 資 料



## 1 改正案による所得税の課税最低限

扶養親族 の構成 区分	扶養親族 の数	0人	1人	2人	3人	4人
		配偶者	扶養親族 1人	扶養親族 2人	扶養親族 3人	扶養親族 3人
現 行		円 281,430	円 478,192	円 568,732	円 660,463	円 739,546
改 正 案	昭和 43 年 分	307,075	512,383	613,943	710,345	808,063
	平 年 分	315,623	524,177	629,013	729,071	833,225

(注) 1 この表は、給与所得者について作成したものである。

2 昭和 43 年分は、諸控除の引上げ額を平年分の 4 分の 3 として計算した。

(備考) 給与の収入金額に応じ、年収 40 万円以下 3.96 %, 50 万円以下 3.88 %, 70 万円以下 3.69 %, 100

万円以下 3.19 %相当額の社会保険料が控除されるものとして計算した。

## 2 改正案による所得税負担軽減状況

家族の構成区分		給与の収入金額		
		30万円	50万円	100万円
独身者	現行	(0.42) 1,270	(3.13) 15,660	(7.37) 73,715
	改正案昭和43年分	—	(2.80) 14,010	(6.72) 67,208
	改正案平年分	—	(2.71) 13,560	(6.52) 65,215
	軽減額昭和43年分	1,270	1,650	6,507
	軽減額平年分	1,270	2,100	8,500
	軽割減合(%)昭和43年分	100.0	10.5	8.8
	軽割減合(%)平年分	100.0	13.4	11.5
	現行	—	(0.29) 1,494	(5.12) 51,215
	改正案昭和43年分	—	—	(4.35) 43,583
	改正案平年分	—	—	(4.12) 41,215
夫婦配偶者	現行	—	—	(3.02) 30,215
	改正案昭和43年分	—	—	(2.33) 23,322
	改正案平年分	—	—	(2.13) 21,310
	軽減額昭和43年分	—	—	6,893
	軽減額平年分	—	—	8,905
	軽割減合(%)昭和43年分	—	—	22.8
	軽割減合(%)平年分	—	—	29.5
	現行	—	—	(2.28) 22,810
	改正案昭和43年分	—	—	(1.55) 15,572
	改正案平年分	—	—	(1.33) 13,310
夫婦配偶者扶養親族人二人	現行	—	—	7,238
	改正案昭和43年分	—	—	9,500
	改正案平年分	—	—	31.7
	軽減額昭和43年分	—	—	—
	軽減額平年分	—	—	41.6
	軽割減合(%)昭和43年分	—	—	—
	軽割減合(%)平年分	—	—	—
	現行	—	—	(2.28) 22,810
	改正案昭和43年分	—	—	(1.55) 15,572
	改正案平年分	—	—	(1.33) 13,310
夫婦配偶者扶養親族人三人	現行	—	—	7,238
	改正案昭和43年分	—	—	9,500
	改正案平年分	—	—	31.7
	軽減額昭和43年分	—	—	—
	軽減額平年分	—	—	41.6
	軽割減合(%)昭和43年分	—	—	—
	軽割減合(%)平年分	—	—	—
	現行	—	—	(2.28) 22,810
	改正案昭和43年分	—	—	(1.55) 15,572
	改正案平年分	—	—	(1.33) 13,310

(注) 1 この表は、給与所得者について作成したものである。

2 昭和43年分は、諸控除等の引上げ幅を平年分の4分の3として計算した。

(備考) 1 給与の収入金額に応じ、年収40万円以下3.96%, 50万円以下3.88%, 70万円以下3.69%,

除されるものとして計算した。

2 ( )内は、収入金額100円当たりの税額である。

150 万 円	200 万 円	500 万 円	700 万 円	1,000 万 円
(11.87) 178,137	(15.23) 304,620	(28.57) 1,428,650	(33.84) 2,369,000	(38.69) 3,869,000
(11.02) 165,312	(14.45) 289,170	(28.10) 1,405,325	(33.47) 2,343,050	(38.43) 3,843,050
(10.74) 161,137	(14.20) 284,120	(27.95) 1,397,650	(33.35) 2,334,500	(38.34) 3,834,500
12,825	15,450	23,325	25,950	25,950
17,000	20,500	31,000	34,500	34,500
7.2	5.1	1.6	1.1	0.7
9.5	6.7	2.2	1.5	0.9
(9.55) 143,310	(13.14) 262,850	(27.22) 1,361,150	(32.77) 2,294,000	(37.94) 3,794,000
(8.77) 131,610	(12.40) 248,150	(26.68) 1,334,450	(32.34) 2,264,300	(37.64) 3,764,300
(8.52) 127,810	(12.16) 243,350	(26.51) 1,325,650	(32.20) 2,254,500	(37.54) 3,754,500
11,700	14,700	26,700	29,700	29,700
15,500	19,500	35,500	39,500	39,500
8.2	5.6	2.0	1.3	0.8
10.8	7.4	2.6	1.7	1.0
(7.68) 115,310	(11.39) 227,850	(25.96) 1,298,150	(31.77) 2,224,000	(37.24) 3,724,000
(6.70) 100,610	(10.47) 209,400	(25.29) 1,264,700	(31.24) 2,186,800	(36.86) 3,686,800
(6.38) 95,810	(10.16) 203,350	(25.07) 1,253,650	(31.06) 2,174,500	(36.74) 3,674,500
14,700	18,450	33,450	37,200	37,200
19,500	24,500	44,500	49,500	49,500
12.7	8.1	2.6	1.7	1.0
16.9	10.8	3.4	2.2	1.3
(6.75) 101,310	(10.51) 210,350	(25.33) 1,266,650	(31.27) 2,189,000	(36.89) 3,689,000
(5.67) 85,110	(9.50) 190,025	(24.59) 1,229,825	(30.68) 2,148,050	(36.48) 3,648,050
(5.32) 79,810	(9.16) 183,350	(24.35) 1,217,650	(30.49) 2,134,500	(36.34) 3,634,500
16,200	20,325	36,825	40,950	40,950
21,500	27,000	49,000	54,500	54,500
16.0	9.7	2.9	1.9	1.1
21.2	12.8	3.9	2.5	1.5

100万円以下 3.19%, 200万円以下 2.23%, 500万円以下 1.06%, 500万円超 3万円相当額の社会保険料が控



昭和 42 年 12 月

税制簡素化についての第二次答申

税 制 調 査 会



## 税制調査会委員名簿

本答申の審議に参加した委員、特別委員、専門委員等は次のとおりである。

委 員	秋 山 ち え 子	井 深 大
	稻 川 宮 雄	稻 葉 秀 三
	岩 佐 凱 実	圓 城 寺 次 郎
	小 倉 武 一	大 木 正 吾
	荻 田 保	金 子 佐 一 郎
	木 村 元 一	木 下 和 夫
	小 林 与 三 次	兒 玉 忠 康 郎
	河 野 一 之	高 橋 進 太 郎
	館 龍 一 郎	東 畑 精 一
	徳 永 久 次	長 谷 川 周 重
	林 慶 之 助	福 良 俊 之
	藤 野 忠 次 郎	堀 越 稔 三
	松 限 秀 雄	松 宮 隆 也
	湊 守 篤 郎	森 昌 也
	八 幡 八 郎	和 田 春 生

なお、野中広務は途中辞任し、八幡八郎がこれに代わり委員に委嘱された。

特別委員	後 藤 博	鈴 木 竹 雄
	田 中 豊	番 場 嘉 一 郎
専門委員	明 里 長 太 郎	伊 東 信 雄
	稻 葉 洲 臣	熊 内 脩 昌
	栗 原 安	黒 田 昌 郎
	佐 藤 千 寿	齊 藤 英 郎
	村 主 将	竹 内 益 五 郎
	武 田 昌 輔	播 久 夫
	藤 井 勝 之 助	前 田 慶 四 郎
官庁関係	早 田 肇	味 村 治



税制調査会は、さきに昭和41年12月の税制簡素化についての第一次答申において、税制簡素化の基本的な目標と方向を打ち立てることとし、納税者の自主性と個別性を尊重することを旨として、所得計算の基本規定の創設をはじめとする課税所得計算の弾力化、記帳手続の簡素化、申告、納付手続の簡素化等税制簡素化のための具体的措置について広範囲にわたる答申を行なつた。政府はこれを全面的にとり入れ、昭和42年度の税制改正において具体的措置が講ぜられたが、さらに、その後においても税制の執行面において期間損益計算、減価償却資産の償却計算等について、上記答申の趣旨にそつた努力が続けられている。

当調査会は、これらの大幅な措置が講ぜられた後なお残された問題につき、税制簡素化特別部会及び税制簡素化専門小委員会において、税制簡素化についての第一次答申の「税制簡素化の基本的方向」にそつて、本年7月7日から10月27日までの間4回にわたり慎重な検討を行なつた結果、この際次に報告する事項について、すみやかに所要の措置を講ずることが適當であると認めた。

当調査会としては、税制簡素化の基本的な目標と方向は打ち立てたことでもあり、また、すでに実施に移された簡素化のための諸措置に合わせ、今回答申した措置を政府が講ずることとなれば、申告手続、課税所得の計算等の面からする税制の簡素化については、当面、おおむね所要の改善措置を講じたことになるものと考える。もつとも、当調査会は、今後とも税制簡素化の基本的目標に従つて、国税、地方税を通じて賦課徵収の仕組みを簡素合理化し、国、地方公共団体相互の協力を一層進めて納税者の負担軽減、行政費の節約を図る方向を検討しなければならないことはもちろんであると考える。

さらに、税制簡素化の目標の一つである納税者の自主性と個別性の尊重は、社会経済の複雑化と進展を考えるととうてい法令や通達ではいちいち規定できるものではない。結局新しい問題の起こるつど納税者が自らの正当な立場や個別事情を進んで税務当局に申し立て、納税者と税務官庁が対等の立場で腹蔵なく相互に意見を交わし、問題を正しく、かつ、迅速に解決しうるような環境を整備し、そのための制度を確立してはじめて真に納税者の自主性と個別性を尊重することが可能となるものと考えられる。

このような観点に立つて、当調査会は最近における申告納税、更正決定、不服申立ての状況等から、こうした環境を整備することが今後に残された重要な課題であると考え、税制の簡素化が真にその目標を達成するため、納税者の不服申立てないし権利保護制度のあり方について慎重に審議し、その結果について別途答申する予定である。

## 一 国 稅

### I 申告要件及び申告手続等の簡略化

- (1) 諸控除又は課税上の特例の適用上必要とされている申告要件及び青色申告要件に

については、申告納税制度の本旨にかえりみて弊害の生じない限度においてこれを緩和する方向を推進することとし、具体的には次のような措置を講ずる。

- (ア) 雑損控除、医療費控除等の所得控除の適用に関する申告要件を緩和し、配偶者控除等の人的控除と同一の取扱いとなるように改める。
- (イ) 収用に伴う買換え又は売却にかかる特例等の特別措置について、申告書に記載がない場合の救済規定の整備を図る。
- (ウ) 法人の貸倒引当金その他の引当金については青色申告を要件としないこととする。
- (エ) 欠損金の繰越控除については、欠損金の生じた年又は事業年度につき青色申告書を提出している場合には、以後の各年又は各事業年度についても提出している申告書が青色申告書であることを要しないものとする。
- (2) 申告手続等につき一層簡略化を進めることとし、具体的には次のような措置を講ずる。
- (ア) 開発研究機械等につき短縮された耐用年数を適用する場合の届出書の提出要件を廃止する等、申告書に添付すべき書類の縮小を一層推進することとする。
- (イ) 年末調整の対象となる給与については、毎月徴収される税額が100円に満たない場合は、その月分の源泉徴収は要しないことに改める。

## II 課税所得計算に関する簡素化、合理化

### 1 課税所得計算の個別性の尊重

課税所得は、納税者が継続して適用する一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従つて算出される企業利益を基礎として計算するという原則のもとに、納税者の個別事情に即して課税所得を算出する方式を一層拡充することとし、具体的には次のような措置を講ずる。

#### (1) たな卸資産関係

- (ア) 評価方法については、法定の方法以外のものでも承認を受けて選択適用できることとする。
- (イ) 原価差損についてもそれが不合理なものでないときは差額調整を要しないこととする。

#### (2) 減価償却資産関係

- (ア) 傷却方法の選定単位を合理的と認められる場合には事業所別に選定できることとする。
- (イ) 無形減価償却資産についても特別な傷却方法を国税局長の承認を受けて選定できることとする。

### (3) 引当金関係

当期の売上げに伴つて翌期以降に支出されることが契約上又は商慣習上確実に予定される経常的な費用（たとえば、製品保証又は売上割戻しのために要する費用）のうち、客観的な経験値があるものにつき、個別承認により特別の引当金を設定することができる制度の創設について検討する。

（事業税は、税額の確定の日を含む年分又は事業年度分の必要経費又は損金とする。）

### 2 企業計算と税務計算の表示及び経理方法の一致

企業計算と税務計算の表示及び経理方法をできるだけ一致させる方向を一層推進することとし、具体的には次のような措置を講ずる。

- (1) 交換及び会社分割の場合の圧縮記帳については、いわゆる両建経理方式を必要としないこととする。
- (2) 引当金及び準備金については、差額繰入方式によることもできることとする。
- (3) いわゆる切り放し低価法についての継続記帳の要件を廃止する。

### 3 納税者の判断ないし評価の尊重

貸倒れの認定あるいは資産の評価等で市場価格その他画一的基準によることが実情に即さないものについては、できるだけ納税者の判断ないし評価を尊重する立場をとることとし、具体的には次のような措置を講ずる。

- (1) 貸倒れの認定に関連して、現行の債権償却特別勘定制度の運用の弾力化を図ることとする。
- (2) 増資等があつた場合の身代り株式の付替え制度は、簿価を基準として行なうこととし、過去の評価損益を取り戻す現行方式は廃止する。
- (3) 企業が株式を取得し又は保有している場合の非上場株式及び第三者割当ての新株引受権等の評価については、時価の判定が取引等の実情に即して弾力的に行なわれる方向で検討する。

## 二 地方税

### I 端数計算の簡略化

住民税、事業税、固定資産税等の課税標準については100円未満、延滞金、過少申告加算金等の各種加算金及び還付加算金については10円未満の端数を切り捨てることとされているが、計算の簡略化を図るため、国税と同一の取扱いとする。

### II 法人税の更正に伴う分割法人の修正申告納付手続の簡略化

法人税の更正に伴い、分割法人が事業税又は法人税割を修正申告する場合において

て、その修正申告により納付する税額が一定金額以下の僅少の額であるものについては、特別の事情がない限り、地方団体の長は、納税者の申請に基づきその徴収を猶予することとし、その徴収を猶予した税額については分割法人の次の申告納付の際あわせて納付する措置を設けることについて検討する。

### III 固定資産税における償却資産の評価及び申告手続の簡素化

固定資産税における償却資産の評価について、法人税等の減価償却の方法として定率法、取替法又は生産高比例法を選定し、かつ、特別償却等について準備金方式によつている等一定の要件を備える者については、その者の申し出に基づき、賦課期日の直前の決算期における法人税等の帳簿価額を基礎として、賦課期日現在の価額を簡易に求める方式を採用する措置を講ずる。

なお、この方式による場合における申告手続についても簡素化を図ることとする。

### IV その 他

個人住民税の申告要件の緩和等については、国税の改正に準じ、簡素化を図ることとする。



(大藏省印刷局製造)